

イラン・イラク戦争における航路安全確保のための活動

金澤 裕之

〈要旨〉

1980年に勃発したイラン・イラク戦争が「タンカー戦争」の様相を呈するようになると、アメリカはクウェートからの要請に基づき、クウェートタンカーをアメリカ船籍へ変更した上で護送する「アーネスト・ウィル作戦」を開始するが、作戦開始直後に護衛するタンカーが触雷する事態が発生、当時十分な掃海兵力を保有していなかったアメリカは、西側諸国へ掃海艇派遣を要請する。「テキサコ・カリビアン」の触雷を契機に西側諸国は掃海艇派遣に応じ、アメリカの要請とは別個に掃海艇を派遣していたソ連、サウジアラビア、クウェートを含めると、合計9ヶ国がペルシャ湾での掃海活動に従事することとなった。

また、掃海部隊による活動と並行して、イラン軍による機雷敷設自体を未然に阻止するための作戦も行われた。民間会社からチャーターしたバージを拠点とするアメリカ軍部隊の警戒活動により、イランの機雷敷設は大きな制約を受けるようになったのである。

はじめに

本稿は、イラン・イラク戦争（1980～1988）において、ペルシャ湾からホルムズ海峡を経てオマーン湾へ至る、いわゆる「オイル・ルート」の航路安全を確保するために行われた活動、特にアメリカをはじめとする9ヶ国が掃海艇・掃海ヘリを派遣した、ペルシャ湾における機雷掃海及びこれに関連する諸活動について考察するものである。

開戦時、パフラヴィー朝（Pahlavi dynasty）が西側諸国から導入した最新兵器を有し、アヤトラ・ルーホッラー・ホメイニ（Ayatollah Ruhollah Khomeini）師を指導者とするイラン・イスラム革命後の軍の混乱にあって、他軍種に比べて比較的ダメージの少なかったイラン海軍と、基本的に河川海軍の域を超えなかったイラク海軍との間には大きな戦力差があり¹、イラクの港湾は戦争のほぼ全期間を通じて、イラン海軍の封鎖下にあった²。

1 鳥井順『イラン・イラク戦争』（第三書館、1990年）51、56、92頁。

2 同上 171頁。

1984 年 2 月以降、イラクはイランの継戦能力を削ぐべく、ペルシャ湾を航行するイランタンカーをエグゼ・ミサイル等の最新兵器で攻撃するようになる³。一方、イランも、1984 年 5 月以降、クウェート、サウジアラビア等、イラクを経済的に支援する湾岸諸国のタンカーを攻撃するようになり⁴、イラン・イラク戦争は、「タンカー戦争 (Tanker War)」の様相を呈していった。全戦争期間を通じて、両国から攻撃を受けた船舶数は 543 隻に上る⁵。

イラン・イラク両国と密接な利害関係を有する湾岸諸国を別として、アメリカ、ソ連を含む多くの国々は、表向き局外中立の立場を宣言し⁶、国連も、事務総長によるイラン・イラク間の仲介斡旋や、ペルシャ湾における航行安全の保障を求める決議を採択するより他、有効な手を打てずにいた⁷。しかし、1986 年末、クウェートが船籍変更による自国タンカーの保護を、中国、フランス、ソ連、イギリス、アメリカへ要請したのを機に⁸、国際社会は、「オイル・ルート」における船舶航行の安全確保に乗り出していった。

中東情勢は依然として混迷を極め、イランの海軍司令官は、「ホルムズ海峡を封鎖するのはグラス一杯の水を飲むよりたやすい」と述べたと伝えられている⁹。2013 年 9 月には、ペルシャ湾周辺海域において、アメリカ中央軍海軍が過去最大規模の国際掃海訓練を実施し、日本を含め 33 ヶ国が参加するなど¹⁰、ペルシャ湾における機雷掃海は、今日においても現実的課題である。「オイル・ルート」の機雷掃海活動といえば、湾岸戦争における多国籍軍の活動が有名であるが、イラン・イラク戦争における活動についてはあまり知られていない。しかし、この時の活動は湾岸戦争と異なり、戦争に直接関与していない国々が、公海上の航行自由原則を根拠として活動した先例として、今日的な意義を有していると言えよう。

当該活動を考察する上で一番の障害となるのが、史料の制約である。アメリカの国立公文書館における公開対象が現在 1980 年までの文書であるように、情報公開制度が

3 富田健次「イランの決断と停戦」『海外事情』36 巻 9 号 (1988 年 9 月) 19 頁。

4 鳥井「イラン・イラク戦争」328 頁。

5 寺部甲子男「総括イラン・イラク戦争海上篇 タンカー戦争の総決算」『波濤』91 号 (1990 年 11 月) 100 頁。このうちイランによる攻撃は 221 隻、イラクによる攻撃が 322 隻である。

6 筒井若水「イラン・イラク戦争と国際法上の問題点—国際連合における「戦争」と「制裁」—」『ジュリスト』923 号 (1988 年 12 月) 29 頁。

7 中山雅司「イラン・イラク戦争における国連の平和維持機能」『創価大学比較文化研究』6 巻 (1989 年) 111 頁。

8 Navias, Martin S., E. R. Hooton *Tanker Wars: The Assault on Merchant Shipping During the Iran-Iraq Conflict, 1980-1988* (*Library of International Relations*) (New York: I. B. Tauris & Company, 1996), p.139.

9 Parisa Hafezi, "Shutting down oil exports 'easier than drinking a glass of water': Iran navy chief," *National Post*, December 28, 2011.

10 能條将史「イランの A2 / AD と米国アウトサイド・イン構想—「機雷戦」の視点から—」『海幹校戦略研究』3 巻 2 号 (2013 年 12 月) 62 頁。

進んだ国であっても当該時期の公文書の多くは公開対象となっていない。また、現在の中東情勢を鑑みれば、機微に触れる文書の公開が今後著しく進むとも考えられない。アメリカ海軍がこの活動に関する公刊戦史を編纂していないのも、こうした事情と無関係ではあるまい。

よって、本稿では当時の政策決定に関与した要人による回顧録及び、それに基づく先行研究の成果に依拠せざるを得なかったが、機雷掃海に係る部隊運用は、これら先行研究も及ばないところが多い。このため、本稿では先行研究が断片的に触れる情報から、退役軍人会のHPのような実証の難しい情報に至るまで参照せざるを得なかった。

このように、史料上の制約が厳しい研究対象であるが、将来的な情報公開の進展を期待しつつ、現時点で参照可能な情報を元に、イラン・イラク戦争における船舶航行安全確保のための活動の実態を明らかにしようと試みるものである。

1. 部隊派遣の経緯

(1) クウェートからのタンカー護衛要請

イラン・イラク戦争の戦況が膠着状態に陥る中、1984年から始まった、「タンカー戦争」であるが、1987年に入る前後から、イランによるタンカー攻撃が激化していく。イラン軍機は同年1月だけでもカグ島115マイル南東のペルシャ湾中央部で7隻のタンカーを攻撃し、そのうち3隻が推定全損¹¹という被害を受けた。2月に入ってから、攻撃が弱まることはなく、6隻のタンカーがイラン軍機の攻撃を受けている¹²。イラン軍機による攻撃は航空攻撃が中心であったが、【表1】に示すように、フリゲート、上陸用舟艇といった水上艦艇による攻撃も行われていた。

相次ぐ被害に危機感を募らせていたのがクウェートである。開戦以来、クウェートはイラクへの巨額の資金援助を行っており、このクウェートからの資金援助がイラクの継戦能力維持に果たした役割は大きかったとされている¹³。それは同時に、イランの敵意をクウェートへ向けることにも繋がったのである。クウェートは、原油輸出のほとんどを、保有する22隻のタンカーによる海上輸送に依存しており、クウェートに

11 推定全損（CTL = Construction Total Loss）とは、海上保険において、保険の目的物が実際に滅失してはいないが、損害の程度が大きくて回復の見込みがない、またはその回復に要する費用が保険価額を超えるような場合に全損とみなされること。保険金額の全額を請求することができる。解釈全損ともいう。

12 Martin, Hooton, *Tanker Wars*, p.132.

13 加藤博章「冷戦下自衛隊海外派遣の挫折：1987年ペルシャ湾掃海艇派遣問題の政策決定過程」『戦略研究』10号（2011年10月）112頁。

とり、タンカーへの攻撃はまさに死活問題だった¹⁴。この点は、イラン海軍に自国の石油積み出し港を封鎖されている間も、トルコへのパイプラインによって原油輸出を続けることができたイラクとは、大きく事情を異にしている¹⁵。

イランによるタンカー攻撃が激化の兆しを見せ始めた 1986 年 11 月 1 日、クウェート政府は船籍変更による自国商船の保護を、アメリカ、ソ連、イギリス、フランス、中国の各国連安保理常任理事国へ要請した¹⁶。特にクウェート政府は、7 隻のタンカー

表 1 イラン軍によるタンカー攻撃被害 (1987年)

| 月 | 被害隻数 | 攻撃手段 | 使用武器 | 備考 |
|------|------|---|------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 月 | 7 | フリゲート：5 上陸用舟艇：1 ヘリコプター：1 | ミサイル：5 艦砲射撃：2 機雷：1 | ミサイル不発：1 艦砲命中せず：1 |
| 2 月 | 3 | フリゲート：3 | ミサイル：3 | |
| 3 月 | 3 | フリゲート：2 上陸用舟艇：1 | ミサイル：2 機雷：1 | 沈没：1 (死者 8 名、行方不明 1 名) |
| 4 月 | 3 | 革命防衛隊：2 ヘリコプター：1 | 機関銃：1 ミサイル：1 不明：1 | |
| 5 月 | 8 | 革命防衛隊：6 上陸用舟艇：2 | ロケット弾：6 機雷：2 機関銃：1 | |
| 6 月 | 5 | 革命防衛隊：3 上陸用舟艇：2 | ロケット弾：3 機雷：2 | 負傷者 5 名 |
| 7 月 | 4 | 革命防衛隊：3 上陸用舟艇：1 | 機関銃：2 ロケット弾：1 機雷：1 | |
| 8 月 | 4 | 上陸用舟艇：2 革命防衛隊：1 高速艇：1 | 機雷：2 機関銃：2 ロケット弾：2 | 沈没：1 (死者 1 名、行方不明 5 名) |
| 9 月 | 14 | 革命防衛隊：10 フリゲート：2 上陸用舟艇：1 高速艇：1 | ロケット弾：6 機関銃：4 艦砲射撃：2 機雷：1 | 沈没：1 (死者 1 名) |
| 10 月 | 11 | 革命防衛隊：9 海岸砲台：2 | 機関銃：5 ロケット弾：4 ミサイル：2 | 推定全損：1 (負傷者 19 名) |
| 11 月 | 10 | 革命防衛隊：9 フリゲート：1 | ロケット弾：5 機関銃：4 艦砲射撃 1 | 負傷者 3 名 |
| 12 月 | 17 | 革命防衛隊：13 フリゲート：4 | ロケット弾：10 艦砲射撃：4 機関銃：3 | 推定全損：2、沈没：1 死者 1 名、負傷者 1 名 (沈没せず) |

(出所) Martin, Hooton, *Tanker Wars*, pp.136-138.

14 Martin, Hooton, *Tanker Wars*, p.135.

15 鳥井『イラン・イラク戦争』171 頁。

16 Bradley Peniston, "Operation Earnest Will", Accessed June 6 2016, <http://www.navybook.com/no-higher-honor/timeline/operation-earnest-will/>.

と4隻のLPG船を、クウェート船籍からアメリカ船籍へ変更することを求めていた¹⁷。

オイル・ルートへの影響力拡大を狙うソ連は、直ちに駆逐艦1隻及び掃海艇3隻の派遣を決定¹⁸、更に、1987年3月2日にはソ連タンカー「マハチカラ (Makkachkala)」(32,040dwt)、「マーシャル・バグラミヤン (Mashal Bagramyan)」(67,980dwt)、「マーシャル・チュイコフ (Marshal Chuykov)」(67,980dwt)の3隻をクウェートにリースすると発表した¹⁹。当初、アメリカのロナルド・ウィルソン・レーガン (Ronald Wilson Reagan) 政権は、湾岸情勢に巻き込まれることを懸念してクウェートからの要請受諾に消極的だった²⁰。ジェームズ・ヘリー・ジム・ウエップ (James Herry Jim Webb) 海軍長官は、アメリカ自体にはっきりとした目標がなく、それゆえに国民の支持を得ることも、兵力を維持することも、同盟国や友好諸国からの支持を期待することもできないと、反対を表明した²¹。海軍の反対には、ペルシャ湾での活動が人命や艦船の喪失に繋がるのみならず、部隊派遣のコストが他の長期的な計画を圧迫することを危惧していたという側面もある。ジョージ・シュルツ (Georg P. Shultz) 率いる国務省も、海軍と足並みを揃えて反対の立場に立っていた²²。

一方、要請受諾に積極的だったのが、キャスパー・ウィラード・ワインバーガー (Caspar Willard Weinberger) 国防長官とフランク・カールッチ (Frank Carlucci) 国家安全保障担当大統領補佐官である。ワインバーガーは、アメリカがタンカーを護衛するのに十分な海軍力を有していること、国際海峡における自由航行の重要性と共に、この任務をソ連に譲ることは避けなければならないことの2点を、要請を受諾すべき理由として挙げた²³。ワインバーガーは、イランのイスラム革命に際してパフラヴィー朝を見殺しにしたアメリカが、今度はクウェートの要請を断ることで、湾岸諸国の信頼を失うことを恐れていたのである²⁴。

こうした議論を経て、最終的にレーガン政権は要請受諾に踏み切る。同年3月7日、アメリカ政府は、クウェート船舶のアメリカ船籍への変更と、ペルシャ湾での護衛に同意、船籍変更の協定書は4月2日にサインされた (対外的に発表されたのは5月19日)²⁵。

17 Martin, Hooton, *Tanker Wars*, p.139.

18 山口航「中曽根康弘政権における日米同盟の拡大 — ペルシャ湾安全航行問題を事例として」『同志社法学』64巻4号 (2012年9月) 238頁。

19 Martin, Hooton, *Tanker Wars*, p.140.

20 Georg. P. Shultz, *Turmoil and Triumph My Years as Secretary of State* (New York: Books on Tape, Inc., 1995), p.926.

21 キャスパー・W・ワインバーガー著『平和への闘い』角間隆監訳 (ぎょうせい、1995年) 365頁。

22 山口「中曽根康弘政権における日米同盟の拡大」240頁。

23 Michael W. Selby, "Without Clear Objectives: Operation Earnest Will" Naval War College Newport, R1 (June 1997), p.6.

24 ワインバーガー『平和への闘い』335頁。

25 Martin, Hooton, *Tanker Wars*, p.140.

(2) 「アーネスト・ウィル作戦」

1987 年 6 月 15 日、アメリカ国防総省はクウェートタンカーのアメリカ船籍への転籍、海軍による護衛計画の概要をまとめた「ペルシャ湾における安全保障に関する措置」を連邦議会に提出した。その内容は、

- ① 石油の自由な流れの確保
- ② 航行自由の保障
- ③ 湾岸諸国に対するイランの脅威への対処
- ④ ソ連のペルシャ湾岸地域における影響力の制限
- ⑤ 対イラン武器秘密売却後の米国に対する信頼性の回復

を目的とするものであった。タンカー護衛作戦は「アーネスト・ウィル作戦 (Operation Earnest Will)」と命名され、巡洋艦 2 隻、駆逐艦 1 隻、フリゲート艦 4 隻及び 1 個空母打撃群が使用兵力に充てられた²⁶。

作戦計画では、3～4 隻からなる護衛部隊が 7～8 月にかけて 2 週間に 1 回出港し、サウジアラビアの E-3A 哨戒基地及び空母から出発した航空機が護衛にあたることになっており、1 回目の護衛部隊は 7 月 22 日にホルムズ海峡を通峡した。クウェートからアメリカへ船籍変更したタンカー「ブリッジトン (Bridgeton)」と「ガス・プリンス (Gas Prince)」は、4 隻のアメリカ軍艦に護衛されていたが、この航路を予測していたイランは、3 つの海面に北朝鮮製の M-08 係維機雷を主力とする機雷 60 個を敷設していたのである²⁷。「アーネスト・ウィル作戦」の開始までに、タンカー護衛にあたるアメリカ艦隊は既に 12 個の機雷を発見していたが、それでも被害を完全には防げなかった²⁸。7 月 24 日朝、ファリシャ島 (AL Farisiyah) から 19 マイルの海域でブリッジトンが触雷する。ブリッジトンの船体は二重殻構造で、なおかつ区画化されていたため被害は最小限に抑えられ²⁹、同船は速力を 16 ノットから 5 ノットに減じて航行を続けた。護衛部隊には掃海艇がなかったため、各艦の対潜ソーナーで他の機雷を探すより他なく、機雷を発見すると艦首に配置された小銃手が射撃して爆発させるという方法で機雷の処理を行い、この方法により、翌 25 日を通じてブリッジトンが触雷した付近の海域では 12 個の機雷が処理された³⁰。

ブリッジトンの触雷を受け、アメリカは本国から掃海部隊をペルシャ湾へ急派する。

26 鳥井『イラン・イラク戦争』468 頁。

27 Martin, Hooton, *Tanker Wars*, p.143.

28 “Operation Earnest Will”, Global Security.org, Accessed June 6 2016, http://www.globalsecurity.org/military/ops/earnest_will.htm.

29 Bradley Peniston, “Operation Earnest Will”

30 Martin, Hooton, *Tanker Wars*, p.144.

8月21日には、ペルシャ湾海域に展開する艦船約40隻と航空機を統括する部隊として、デニス・ブルックス（Dennis M. Brooks）少将を司令官、空母コンステレーション（USS Constellation）を旗艦とする中東統合任務部隊（JTFME）を新設、タンカー護衛にあたる中東艦隊と、これを支援する他部隊の指揮を一元化して効率的な部隊運用を図った³¹。

しかし、実のところ、中東艦隊のみならず、アメリカ軍全体で見ても対機雷戦兵力は質・量ともに貧弱なものでしかなかった。自国の対処能力を超える事態に直面したアメリカは、ペルシャ湾に利益を有する他国にもリスク分担を求めるべきという議会の意向もあり、他の西側諸国に対して掃海艇の派遣を要請せざるを得なくなる³²。アメリカの要請を受けた西側諸国は、当初掃海艇の派遣に消極的だったが、8月10日にパナマ船籍のアメリカタンカー「テキサコ・カリビアン（Texaco Caribbean）」がオマーン湾のコール・ファッカン（Khawr Fakkan）付近の停泊地で触雷し、乗員5名が犠牲になると事態は一変する。

アラブ首長国連邦の港湾施設であるコール・ファッカンは、民間船舶がペルシャ湾へ進入する指示を受けるまでの待機場所となっていた³³。「テキサコ・カリビアン」の触雷により、それまで関係国の間で共有されてきた「ホルムズ海峡の外側は安全」という神話が崩壊し、最終的にはイギリス4隻、フランス3隻、イタリア3隻、オランダ2隻、ベルギー2隻の計14隻がペルシャ湾に派遣されることとなった。アメリカの要請とは別個に掃海艇を派遣していたソ連、サウジアラビア、クウェート、そしてアメリカを加えると、9ヶ国がペルシャ湾での機雷掃海に従事したこととなる。

2. 「アーネスト・ウィル作戦」と戦争権限決議

クウェートからのタンカー護衛要請に対して、アメリカのレーガン大統領は、政権内における受け入れ消極論を押し切る形で要請受諾に踏み切ったが、レーガンの決断に反対の声を上げたのは、政権内部だけではなかった。

1987年5月19日にクウェートからアメリカへのタンカーの船籍変更が公表されると、月末の主要紙は大統領の決断に批判的なものとなった。各紙はアメリカが世界最大の石油消費国・輸入国であるとはいえ、ペルシャ湾から直接得ている石油はわずかであり、

31 山崎大喜男「ペルシャ湾への掃海隊派遣問題—平時法制の未整備が障害—」『波涛』74号（1988年1月）106頁。

32 山口「中曽根康弘政権における日米同盟の拡大」242頁。

33 ワインバーガー『平和への闘い』378頁。

他地域との貿易で賄えると強調した³⁴。また、アメリカ国内でクウェートからの要請の受諾に激しく抵抗したのは、連邦議会である。議会が挙げた反対理由は、

- ① 米国は十分な石油を保有しており、ペルシャ湾の石油輸送が脅かされても米国民にとり深刻な事態とはならない。
- ② クウェートの要請に応えることは、米ソ関係を損なう。
- ③ そもそもクウェートは米国にとって信頼のできる友人ではない。というものであった³⁵。

国内世論が賛成と反対で二分される中³⁶、6月に入ると議会はタンカー護衛の阻止を試みる。クレイボーン・ペル (Claiborne Pell) 上院議員はタンカー護衛のための船籍変更を禁じる法案を提出し、6月25日には上院外交委員会が2つの決議を可決した。1つは大統領に船籍変更を12ヶ月延期する勧告、もう1つはタンカー護衛を止めるための戦争権限決議の発動である³⁷。

ここでアメリカの戦争権限について確認しておく必要があるだろう。戦争権限決議とは、ベトナム戦争でアメリカ連邦議会の宣戦布告権 (合衆国憲法第1条8節11項) が行使されず、大統領によって始められた戦争が泥沼化したのを背景に、リチャード・ミルハウス・ニクソン (Richard Milhous Nixon) 大統領の拒否権発動を挟んで1973年11月に成立したものである。

戦争権限決議は、大統領の戦争権限拡大の歯止め、連邦議会の監視機能強化を目的として、アメリカ軍を敵対行為に投入する際の議会との事前協議、投入後の議会への経過報告を大統領に義務付けたほか、戦争宣言もしくは軍の使用を授権する法律が制定されなかった場合の軍撤退に関する規定などが定められている³⁸。ただし、歴代大統領は最高司令官としての権限を制約するこの決議は違憲であるとの立場をとり、議会との事前協議が行われない軍の行使は何度も行われた³⁹。

議会で「アーネスト・ウィル作戦」に対する戦争権限決議の適用が主張されるようになったのは、「スターク」誤射事件がきっかけである。これは、クウェート籍タンカーのアメリカ船籍への変更が対外的に発表される直前の1987年5月17日、イラク空軍のミラージュ戦闘機が、バーレーンの北方70マイル沖を航行中のアメリカのフリゲート艦「スターク (USS Stark)」へ向けて2発のエクゾゼミサイルを発射、このうち1発

34 Shultz, *Turmoil and Triumph*, p.927.

35 山口「中曽根康弘政権における日米同盟の拡大」240頁。

36 鳥井『イラン・イラク戦争』469頁。

37 Shultz, *Turmoil and Triumph*, pp.930-931.

38 湯山智之「米国における戦争権限と司法審査 戦争権限決議制定後の判例の動向」『香川法学』20巻3・4号(2001年3月)62～64頁。

39 同上。

が命中したものである。スタークは20時間以上炎上し、全乗員の18%に相当する37名が死亡した⁴⁰。

この事件を受け、レーガンは翌18日にペルシャ湾のアメリカ海軍中東艦隊に対して「準臨戦態勢」を下令、事前通告なしに接近するイラン・イラク機への攻撃を許可した。更に同月29日には、空母及びイージス艦の派遣による中東艦隊の増強を決定している⁴¹。この動きは当然ながらイランとアメリカの関係を緊張させた⁴²。

こうした状況の変化は、議会になし崩しの事態拡大を懸念させるには十分であった。これを機に議会では戦争権限決議を適用すべきとの意見が主張されるようになっていく。夏の始めの頃、下院の有力議員8名はシュルツ国務長官に対し、戦争決議に基づき、正式に議会への諮問を行う必要があると伝えた⁴³。しかし、レーガンは、「アーネスト・ウィル作戦」は戦争権限決議に規定されている状況とは異なると主張し、同決議の適用を拒んでいる⁴⁴。

「アーネスト・ウィル作戦」発動後の9月21日、ペルシャ湾で警戒にあたっていたアメリカ海軍中東艦隊が、機雷敷設中の「イラン・アジャール (Iran Ajr)」(1662dwt)を発見、攻撃の後拿捕する。「イラン・アジャール」は日本で建造された商船であるが、当時イラン軍に徴用されて機雷敷設任務に従事しており、同船は作薬量115キログラムの旧式係維機雷10個が船内で確認された後、25日に爆沈処分となった⁴⁵。

レーガンはこの件について議会へ報告書を提出したが、大統領による議会への報告を義務づけた戦争権限決議4節(a)(1)には言及しなかった。21日の「限定的防衛行動」は、「国連憲章51条の自衛の権利の行使」として、また「対外関係の遂行に関する及び最高司令官としての自らの憲法上の権限に従って」とられたものであり、「戦争権限決議の規定のいくつかの解釈と合憲性に関して政府の立法部門と執行部門の間の歴史的相違及び前任者のとった立場に留意しつつ、共通の目標に対する相互の協力の精神においてこの報告を提出する」と述べ、あくまで大統領から議会への協力としての報告という意味合いを強調した⁴⁶。

アメリカ軍とイラン軍の衝突はその後も続き、10月8日にはアメリカ軍ヘリコプターがイランの警備艇4隻に攻撃され応戦、1隻を撃沈する。続く15日、今度はクウェート沖で護送されていたタンカー「スングリ (Sungari)」が、翌日には米国旗を掲げてい

40 Martin, Hooton, *Tanker Wars*, p.147.

41 鳥井『イラン・イラク戦争』465頁。

42 加藤「冷戦下自衛隊海外派遣の挫折」119頁。

43 Shultz, *Turmoil and Triumph*, p.928.

44 ワインバーガー『平和への闘い』364頁。

45 河島義夫「ペルシャ湾タンカー戦争と日本船社の安全運航対策」『国防』1989年5月号(1989年5月)85頁。

46 湯山「米国における戦争権限と司法審査」92頁。

たクウェート船籍のタンカー「シー・アイル・シティー (Sea Isle City)」がそれぞれ攻撃された。

この報復として 19 日、アメリカの駆逐艦がイラン艇の基地として用いられていたイラン沖のオイル・リグを攻撃している。レーガンは議会に対して一連の交戦の事実こそ報告したものの、「議会が継続してこの事項に十分に情報を得られるようにとの私の希望により、戦争権限決議に従ってこの報告を提出する」と、特定の条項に言及しなかった⁴⁷。戦争権限決議では、同決議四節 (a)(1) に基づき大統領から議会に報告書が提出された日、または議会が大統領に報告書の提出を求めた日のうち、いずれか早い方から起算して 60 日以内に、「①議会が戦争宣言をする、②議会が大統領に軍の使用について特別に授権する法律を制定する、③議会が 60 日間の期間を延長する法律を制定する、④議会の開催が物理的に不可能である」そのいずれかの場合を除き、大統領は軍の使用を終了しなければならないと規定している⁴⁸。レーガンは 60 日規定の制約を受けることを拒否したのである。

これに対し上院は、9 月 18 日に戦争権限決議を適用させる法案を採決したが否決。10 月 21 日には決議案を修正したバード・ウォーナー修正 (Robert Carlyle Byard 及び John William Warner 両上院議員による修正案) が可決された。この修正案は戦争権限決議に言及せず、ペルシャ湾における米国のプレゼンスを支持し、決議発行から 30 日以内、その後 30 日ごとに大統領にペルシャ湾における政策の報告を求め、報告から 30 日以内に不承認の合同決議を可決しない限りアメリカ軍の行動を承認するというものだった。

また、12 月 4 日には 10 月 19 日をもって戦争権限決議は発動し、60 日後の 12 月 20 日に「アーネスト・ウィル作戦」は終了しなければならないというアダムズ議員提案の決議案を棚上げにするなど、戦争権限決議に関する大統領との衝突を避けつつ、大統領による議会への報告を確保する道を模索した⁴⁹。

一方、民主党が多数を占める下院では、「アーネスト・ウィル作戦」の開始後、下院議員 115 名が政府を提訴した。原告は、大統領が戦争権限決議 4 節 (a)(1) に定める議会への報告を行う義務を負っていることを宣言する判決及び、裁判所の命令から 48 時間以内にペルシャ湾におけるアメリカ軍の継続的使用に関する報告の提出を命じるよう求めた。更に 9 月に中東艦隊とイラン軍が交戦すると、請求内容には、この戦闘に関する議会への報告も加えられた。なお、提訴には 3 人の上院議員も加わっている。しかし、連邦地裁第 1 審は、「原告の宣言判決の請求は政治的問題であり、司法の認識範

47 湯山「米国における戦争権限と司法審査」92 頁。

48 同上 64 頁。

49 同上 93 頁。

囲を越えたところにある」として訴訟を却下、続く連邦控訴裁判でも「現在、アメリカ軍がペルシャ湾で現実のまたは差し迫った敵対行為に関与しているという上訴人の主張は政治的問題である。この種の調査は裁判所の能力を越える」として上訴を棄却した。以後、議会における議論は「敵対行為」に該当する項目の規定、60日間の起算日などに終始し、結果的に大統領と議会の決定的な対立は回避することとなった⁵⁰。

このように、「アーネスト・ウィル作戦」については、発動前は勿論のこと、発動後も戦争権限決議の適用をめぐるアメリカ国内で激しい議論が繰り広げられた。シュルツら政権内の反対派も、議会も、この作戦がイランとの戦争に繋がることを懸念したのである。しかし、「アーネスト・ウィル作戦」に付随した活動である掃海活動については、実施を巡ってレーガンと議会が対立した形跡も、シュルツらが反対した形跡もない。これは掃海活動が独立した作戦ではなかったという点に尽きるだろう。議会はイランとの衝突、ひいてはソ連との対立に繋がる危険性のあるペルシャ湾におけるアメリカ軍の運用自体に反対、もしくは大統領権限に制限をかけようとしていたのであり、「アーネスト・ウィル作戦」の一部でしかない掃海活動を個別に批判するのはむしろ不自然である。

更に、あえて断片的な事実に憶測を重ねるならば、この掃海活動が専ら公海上で行われ、その根拠もイラン、イラク両国が原則的に認めている公海上の航海自由原則に基づくものだったことは、議会の反発を招かなかった要素として挙げられるかもしれない。この点は、9月21日のイラン上陸用舟艇の攻撃について、レーガンがその根拠として「国連憲章第51条の自衛の権利」を挙げたのとは明らかにインパクトが異なる。これを実証するには今後の文書公開の進展を待たなければならないが、「アーネスト・ウィル作戦」には激しく抵抗した議会も、イランも掃海艇の派遣を表明しているペルシャ湾の掃海活動であれば、イランとの戦争へは繋がらないという判断が働いた可能性は否定できない。

また、アメリカ国内の議論は国際政治にも波及していく。スターク誤射事件を契機に、ペルシャ湾に利益を有する米国以外の国もペルシャ湾における安全航行を守るリスクとコストを分担すべきとの声が議会から挙がるようになった。5月20日、米上院のデイビッド・ボーレン（David L. Boren）情報特別委員長は、ペルシャ湾の海上輸送防衛のために日本やフランスの責任の分担を求める書簡を大統領へ送付、ジェームズ・サッサー（James R. Sassaer）上院議員、ロバート・トリセリ（Robert G. Torricelli）下院議員、ジャック・ケンプ（Jack F. Kemp）下院議員、フォートニー・スターク・ジュニア（Fortney

50 湯山「米国における戦争権限と司法審査」93頁。

H. Stark, Jr.) 下院議員なども相次いで、日本や欧州諸国が自らの国益を守るために十分な責任を果たしていないと批判した⁵¹。このため、レーガン政権はアメリカ海軍の対機雷戦兵器が不十分だったこともあり、西側諸国へ掃海艇の派遣を要請することとなるのである。

3. 航路安全確保のための活動

(1) ペルシャ湾での掃海活動以前

イラン・イラク戦争が短期間では終わりそうにないことがわかってくると、ペルシャ湾を経由する石油の輸送への支障が懸念されるようになった。1980 年 10 月、アメリカが主唱する形で、イギリス、フランス、オーストラリアが参加する艦隊が、ペルシャ湾へ派遣され、哨戒活動を開始した。「アーミラ哨戒作戦」と呼ばれる活動である。作戦を主唱するアメリカは、ソ連の南下を牽制する意図もあり、ペルシャ湾とインド洋海域に空母を含む 30 隻前後の艦艇を常時遊弋させた⁵²。

作戦は各国で担当する海面を分担する形で行われた。これはフランス軍の事情によるところが大きい。フランスでは、戦力の緊急展開において、大統領、参謀総長、司令官だけが意思決定に関与することで指揮の迅速性を担保しており、他国との共同作戦には否定的だった。このため、ペルシャ湾はアメリカが単独で担当し、オマーン湾はアメリカ、イギリス、フランスが海域を分割して哨戒を行った。オーストラリアが担当した海域については詳細不明である。また、イギリスは、湾岸諸国の反対を予想してペルシャ湾内に立ち入らず、ケニアのモンサバを拠点としていた⁵³。

実は、ペルシャ湾に先立ち、1984 年 7 月以降、紅海で掃海活動が行われている。同年 7 月 9 日、スエズ運河の南 30 メートルで、ソ連のコンテナ船「Kund Fespersen」が触雷したのを皮切りに、18 隻が相次いで紅海海域で触雷した。これを受けてエジプト及びサウジアラビア政府の要請に基づき、エジプト、フランス、イタリア、オランダ、イギリス、ソ連から派遣された 28 隻の掃海艇と 8 隻の支援艦が紅海全体を掃海することとなった。この時、エジプトは調整委員会を設置し、各国から派遣された掃海艇の行動の調整にあたったが、フランスとイタリアは同委員会への公式な参加を拒否しており⁵⁴、掃海活動は各国で海面を分割して行われたものと推測される。

51 山口「中曽根康弘政権における日米同盟の拡大」243 頁。

52 鳥井『イラン・イラク戦争』171 頁。

53 篠崎正郎「サッチャー政権初期の対中東政策」『軍事史学』51 巻 1 号 (2015 年 6 月) 74 頁。

54 Martin, Hooton, *Tanker Wars*, pp.90-91.

なお、この機雷はイランと緊密な関係にあるテロ組織イスラミック・ジハード (Islamic Jihad) が敷設したものであった。アクバル・ハーシェミー・ラフサンジャニ (Akbar Hashemi Rafsanjani) 国民諮問評議会議長とホメイニ師はこの件に関するイランの責任を否認したが、イラン外務省は公式に歓迎の声明を発表し、テヘランのラジオ放送は、イスラミック・ジハードの行為は、西側諸国の傲慢な暴力を吹き飛ばすものだと報じている⁵⁵。

(2) ペルシャ湾での掃海活動

先述のとおり、「アーネスト・ウィル作戦」開始直後に発生したブリッジトン触雷により、アメリカは完全に面目を失った。この事故を受けて、アメリカ海軍第14掃海ヘリ部隊 (HM-14) のRH-3D シースタリオン掃海ヘリがペルシャ湾へ空輸されることとなった⁵⁶。

一方、アメリカ海軍中東艦隊司令官ハロルド・バーンセン (Harold J. Bernsen) 少将は、機雷の存在を警告する情報があったにも関わらず、航路に敷設された機雷を発見するための努力を怠ったことを認め、「アーネスト・ウィル作戦」の実施によっても、船主の不安は取り除かれることがなかった⁵⁷。

先述のとおり、中東艦隊のみならず、アメリカ軍自体がこの時点で十分な対機雷戦兵器を保有しておらず、ペルシャ湾に派遣された艦艇も、イランの小型舟艇と機雷の連係攻撃に対応するための装備を持っていなかった⁵⁸。1981年以來、イランによる機雷の脅威はしばしば顕在化していたにも関わらず、統合参謀本部も中央軍司令部も湾岸での作戦を立案するにあたり、機雷の脅威を深刻には考えていなかったのである。これはアメリカ海軍が対機雷戦の手段を整備してこなかったことの裏返しでもある。アメリカ海軍は、空母や潜水艦、戦略核システムに重点的に投資し、局地戦術兵器を軽視してきた結果、対機雷戦については、この時点でベトナム戦争時の旧型掃海艇を20数隻しか保有しておらず、実戦配備されていたのは3隻のみだった⁵⁹。また、水上艦艇以外ではシースタリオン掃海ヘリが24機あるのみであった⁶⁰。

イランの機雷の脅威に短期間のうちに対処することができない米海軍は、はじめサウジアラビア海軍に支援を求めた。サウジアラビア海軍は、アメリカからの派遣部隊

55 Martin, Hooton, *Tanker Wars*, p.90.

56 "Operation 'Earnest Will', 102 Minesweepers", Accessed July 3 2016, <http://102msos.8m.net/operationernestwill.html>.

57 Martin, Hooton, *Tanker Wars*, p.144.

58 Crist, "Joint Special Operations in Support of Earnest Will".

59 山口「中曾根康弘政権における日米同盟の拡大」241頁。

60 Martin, Hooton, *Tanker Wars*, p.144.

の支援を受け、対機雷戦部隊を持たないクウェート（8月に外航用曳船2隻を掃海艇へ改造）へ沿岸用掃海艇数隻を派遣していた。7月までにサウジアラビア海軍はミーナ・アハマディ（Mina al Ahmadi）付近で12個の機雷を発見していた。また、カフジ油田（Khafji）付近でも機雷が発見された。アメリカ、サウジアラビア、クウェート3ヶ国による掃海作戦は7月に開始され、1988年の停戦成立まで継続された⁶¹。

アメリカは強襲揚陸艦「ガダルカナル（USS Guadalcanal）」を掃海ヘリ部隊支援のため、インド洋からペルシャ湾へ急派した⁶²。また、「ガダルカナル」とドック型輸送揚陸艦「ローリー（USS Raleigh）」艦載のシースタリオンも、ペルシャ湾での掃海活動に従事することとなった⁶³。掃海ヘリに続き、アメリカ本土からの掃海艇派遣も決定される。ペルシャ湾へは掃海艇6隻と救難艦1隻が派遣されることとなった。ただし、このうち掃海艇5隻は予備役艦であった⁶⁴。その内訳は【表2】のとおりである。こうして本土は言うに及ばず世界中のアメリカ海軍からかき集められた掃海部隊は、新たに801.4.7任務部隊として編成されることとなった⁶⁵。

一方、ペルシャ湾のバーンセン少将は本国から掃海部隊が到着するまでの間、海底に張った電線を、クウェートが用意した2隻の船で曳航し、海底に固定された機雷を除去する方法を試みたが、成果は上がらなかった⁶⁶。

表2 アメリカ本土からの派遣掃海艇等

| 派出元 | 艦種 | 艦名 |
|---------------------------|-----------|-----------------------|
| 太平洋艦隊 (Pacific Fleet) | 掃海艇 (MSO) | エンハンス (USS Enhance) |
| | 掃海艇 (MSO) | コンクエスト (USS Conquest) |
| | 掃海艇 (MSO) | エステーム (USS Esteem) |
| 大西洋艦隊 (Atlantic Fleet) | 救難艦 (ARS) | グラップル (USS Grapple) |
| | 掃海艇 (MSO) | インフリクト (USS Inflict) |
| | 掃海艇 (MSO) | フィアレス (USS Fearless) |
| | 掃海艇 (MSO) | イリュージブ (USS Illusive) |

(出所) Operation "Earnest Will" - 102 Minesweepers

こうした中、8月15日、補給船「アニータ (Anita)」が触雷して沈没、乗員4名が死亡する事故が起きた。アニータの船主「the Gulf Agency Co」はペルシャ湾における船舶の運航中止を決定し、多くの船がオマーン湾に面した港湾都市アル・フジャイラ

61 ワインバーガー『平和への闘い』374頁。

62 "Operation "Earnest Will", 102 Minesweepers".

63 Martin, Hooton, *Tanker Wars* p.144.

64 "Operation "Earnest Will", 102 Minesweepers".

65 "The Mine Warfare Hall Of Valor", Accessed July 3 2016, http://www.davidbruhn.com/images/MINE_WARFARE_HALL_OF_VALOR.pdf.

66 ワインバーガー『平和への闘い』369頁。

(Al Fujayrah) から、より安全な海域とみなされていたミーナ・アル・ファハル (Mina al Fahal) へ移った。9月22日には調査船「マリッサ1世 (Marissa I)」が触雷して沈没するが、その頃までにベルギー、オランダ、イタリアの掃海艇7隻が到着し、ペルシャ湾の掃海部隊は強化されていった。10月半ばにはフランスの掃海艇がコール・ファッカンで機雷を発見し、11月20日から25日にかけて、イギリスとアメリカの掃海艇がファルシ島沖とバーレーン沖で18個の機雷を発見するなど、徐々に機雷の脅威は排除されていく。また、この間にクウェートは急ぎ「トリパータイト (Tripartite)」級掃海艇2隻をオランダに発注し、自らの機雷掃海能力強化に努めている⁶⁷。

各国から派出された掃海部隊の正確な活動期間、活動状況は不明であり、今後の文書公開とそれに伴う研究の進展を待たなければならない。しかし、1988年12月15日に「アーネスト・ウィル作戦」が終結した後も、掃海活動は継続して行われている。アメリカ部隊の掃海活動は1990年8月1日まで行われており⁶⁸、他国部隊の活動終結も、それに前後する時期だったものと推測される。

また、既述のとおり、指揮系統の自己完結性維持を望むフランス軍などの事情により、アーミラ哨戒作戦、紅海での掃海活動は一元的な指揮系統を持たず、事実上、各国の海域分担で行われている。1991年の湾岸戦争で行われた多国籍部隊によるペルシャ湾の掃海活動も海域分担で行われたことを考えると、この時も同様の形態で掃海活動が行われたと考えるのが自然だろう。

なお、「アーネスト・ウィル作戦」に参加した米海軍艦艇とイラン軍との間には、スターク誤射事件をはじめとして、何度か戦闘が生起している。しかし、掃海部隊に対するイラン軍との攻撃は発生しなかった。今のところ、その理由を明示する史料はなく、この経緯を詳らかにするには、今後の文書公開と研究の進展を待たなければならない。しかし、これまた断片的な事実で憶測を重ねるならば、公式にはホルムズ海峡における船舶の自由航行に関する国際法規及び国際慣習上の責務の遵守を国際社会に約束し、自国による機雷敷設の事実を認めず、あまつさえオマーン湾への掃海艇派遣すら表明していたイランが、公海上の掃海活動に終始する掃海部隊への攻撃を控えた可能性は指摘できるだろう。

(3) 掃海以外の活動

イランによる機雷敷設への対応は、掃海活動だけに留まらなかった。ブリッジトン触雷から2週間後となる1987年8月7日、バーンセン少将は、海兵隊司令官ジョージ・

67 Martin, Hooton, *Tanker Wars*, p.145.

68 *Operation "Earnest Will" - 102 Minesweepers*.

クリスト (George Crist) 大将へ、ペルシャ湾北部での任務成功は、イランの機雷敷設を防ぐ徹底的な警戒活動の構築にかかっているとして、ヘリと小型舟艇の混成部隊による警戒作戦を提案した。

ただし、この作戦に関して、クウェートもサウジアラビアも、政治的な機微に触れるとして、イランへの攻撃に従事する部隊の駐留を拒否したため、クウェート石油社と関係の深い、ブラウン&ルート社 (Brown & Root Company) がペルシャ湾に保有する石油採掘施設建設用バージ、「ヘラクレス (Hercules, 400 × 140 フィート)」と、「ウィンブラウン 7 世 (Wimbrown VII, 250 × 70 フィート)」をチャーターすることとなった。この 2 つのバージの船体は区画化されていて抗たん性に富み、後方支援に必要な設備とヘリ甲板を有しており、作戦の拠点としての使用に耐えうると判断されたのである。また、周囲をフロートで囲まれていることも、触雷被害を局限する上で有効であると考えられた。

この計画に対しては、大西洋軍司令官リー・バゴット (Lee Baggot) 大将を中心に、経空脅威に対する有効な防衛手段を持たないバージを海上基地にすることへの懸念の声が上がったが、イランに実効的な空軍力及び海軍力は残されていないとするバーンセン少将の反論や、クリスト大将によるリチャード・アーミテージ (Richard Armitage) 国防次官補への働きかけもあり、統合参謀本部議長ビル・クロウ (Bill Crow) 海軍大将はこの計画を採用した。2 つのバージは、UH-60、DH-58 等のヘリ及び、MK - III 等の高速艇の基地となった他、海兵隊、シールズ、通信部隊等が乗り込んだ。

この警戒活動は、1988 年 8 月 20 日の停戦後も続き、最終的にバージがブラウン&ルート社へ返還されたのは、1989 年 7 月のことであった⁶⁹。ワインバーガーは、小型船舶を使用したイランの軍事活動を挫く上で、このバージが果たした役割は大きかったと評価している⁷⁰。

この警戒活動は、必ずしも掃海部隊との直接的な連携ではないが、イランが敷設した機雷の脅威が深刻なものと受け止められ、複数の対策が講じられたことを示している。

また、機雷敷設に係るイラン側施設の攻撃も行われている。ブルックス少将は、イラン軍の機雷貯蔵施設など、機雷敷設能力自体への直接攻撃をワシントンに具申し、1988 年 4 月 18 日に機雷敷設の基地となっていたオイル・リグを攻撃、破壊した。「カマキリ作戦 (Operation Praying Mantis)」と命名されたこの作戦ではイラン軍との間に戦闘が生起し、結果としてイラン軍は残存する海軍力の半分を失っている⁷¹。

69 Crist, "Joint Special Operations in Support of Earnest Will".

70 ワインバーガー 『平和への闘い』 373 ~ 374 頁。

71 Selby, "Without Clear Objectives", pp.13-14.

おわりに

1980年に勃発したイラン・イラク戦争は、戦線の膠着化に伴い、イラン、イラク双方が相手国及びその支援国の商船を攻撃する「タンカー戦争」の様相を呈するようになり、その被害はペルシャ湾～ホルムズ海峡～オマーン湾の「オイル・ルート」を航行する第三国のタンカーにも及ぶようになっていった。

国連をはじめとする国際社会は、イラン・イラク両国へ、公海上の航行自由原則に基づきペルシャ湾における船舶航行の安全確保を求めるが、イランによる第三国タンカーへの攻撃被害は後を絶たなかった。イラン軍によるタンカー攻撃は航空攻撃が主体であったが、イラン軍によってペルシャ湾、ホルムズ海峡、オマーン湾へ敷設された機雷も大きな脅威であった。実は、機雷は船荷にとってミサイル以上の脅威であった。例えばエクゾゼミサイルが命中した場合、被害は船荷1つであり、被害額が10万ドルを超えることはなかった。しかし、巨大タンカーが触雷した場合、死傷者が発生することは稀であったが、積荷への被害は甚大なものとなることが多く、被害額が200万ドルに達することもあった。「テキサコ・カリビアン」は触雷時に8千トンの原油を失っている⁷²。

1987年7月、アメリカはクウェートタンカーの船籍をアメリカ籍へ変更した上で、アメリカの海軍部隊で湾内を護送する「アーネスト・ウィル作戦」を開始する。しかし、護衛部隊は、作戦開始直後に護衛するタンカーが触雷するという失態を犯す。当時十分な掃海兵力を保有していなかったアメリカは、ペルシャ湾に利益を有する他国へも応分の負担を求めるべきであるという連邦議会の強い要求もあり、西側諸国へ掃海艇派遣を要請することとなった。要請を受けた国々の多くは、当初要請の受諾に消極的であったが、「テキサコ・カリビアン」の触雷をきっかけとして、イギリス、フランス、イタリア、オランダ、ベルギーが掃海艇の派遣に応じ、アメリカの要請とは別個に掃海艇を派遣していたソ連、湾岸諸国のサウジアラビア、クウェートを含めると、合計9ヶ国の掃海艇・掃海ヘリがペルシャ湾での掃海活動に従事することとなる。

公海上の船舶航行自由原則を根拠として行われた掃海活動は、「アーネスト・ウィル作戦」に対して法廷闘争を含めた激しい抵抗をした連邦議会も、特段の反対をしていない。「アーネスト・ウィル作戦」に従事するアメリカ軍部隊と幾度か交戦したイランも、掃海部隊への攻撃は行わなかった。ただし、その事情を詳らかにするには、今後の文書公開の進展を待たなければならず、ここではその事実のみを述べるに留める。

72 Martin, Hooton, *Tanker Wars*, pp.161-162.

また、アメリカ軍の対機雷戦という観点で見れば、掃海部隊による活動と並行して、イラン軍による機雷敷設自体を未然に阻止するための作戦も行われた。民間会社からチャーターしたバージを拠点とするアメリカ軍部隊の警戒活動により、イランの機雷敷設は大きな制約を受けるようになったのである。

なお、各国が派遣した掃海部隊の運用は、この活動に先立って行われていたアーミラ哨戒作戦、紅海における掃海活動と同じく、連合軍司令部を設置せず、各国が担当海面を分担する形で行われたものと考えられる。この方式は湾岸戦争における掃海活動でも踏襲されることとなった。

当該活動の全容が明らかになっていない中で、教訓あるいは課題めいたことを論ずるのは軽率の誹りを免れないだろうが、1つだけ明白なことがある。それはアメリカ海軍の掃海兵力の乏しさである。イラン・イラク戦争、そして湾岸戦争で明るみになったアメリカ海軍の対機雷戦能力の低下は、深刻の度合いを更に深めている。1987 年当時にアメリカが恃みとした欧州の友邦も掃海兵力は漸減傾向にあり、その中で比較的優勢な掃海兵力を維持している日本へはイラン・イラク戦争当時を凌ぐ期待が向けられている⁷³。湾岸のオイル・ルートにおける過去の機雷掃海は、今後も現日本が直面する課題に資する事例研究となるだろう。

【付記】 本稿執筆にあたり、加藤博章氏、山口航氏、篠崎正郎 3 等空佐から懇切な御教示を頂いた。謹んで御礼を申し上げます。

(かなざわ ひろゆき 3 等海佐 戦史研究センター国際紛争史研究室所員)

73 能篠「イランの A2 / AD と米国アウトサイド・イン構想」79～80 頁。